

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月10日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第2号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>人身安全・少年課</u></p> <p>(3) <u>生活安全捜査課</u></p> <p>(4) <u>サイバー犯罪対策課</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 <u>人身安全・少年課</u>に、少年サポートセンターを置く。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関する事（<u>生活安全捜査課</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(12) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関する事（<u>生活安全捜査課</u>及び捜査第二課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(13) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関する事（<u>生活安全捜査課</u>及び捜査第二課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(14) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の施行に関する事（<u>生活安全捜査課</u>及び警備課の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>(生活安全部の分課)</p> <p>第4条 生活安全部に、次の課を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>人身安全対策課</u></p> <p>(3) <u>少年課</u></p> <p>(4) <u>生活環境課</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 <u>少年課</u>に、少年サポートセンターを置く。</p> <p><u>3</u> <u>生活環境課</u>に、サイバー犯罪対策室を置く。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第15条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関する事（<u>生活環境課</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>(12) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関する事（<u>生活環境課</u>及び捜査第二課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(13) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関する事（<u>生活環境課</u>及び捜査第二課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(14) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の施行に関する事（<u>生活環境課</u>及び警備課の所掌に属するものを除く。）。</p>

(15) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること（生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。）。

(16)・(17) 略

(人身安全・少年課)

第16条 人身安全・少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 略

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。

(6) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に規定する犯罪の取締りに関すること。

(7) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。

(8)～(11) 略

(12) 少年非行の防止に関する企画及び立案に関すること。

(13) 少年指導委員及び少年警察補導員に関すること。

(14) 少年の補導に関すること。

(15) 少年相談に関すること。

(16) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(17) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

(18) 前号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。

(19) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること（生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。）。

(20) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）の施行に関すること（生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。）。

2 少年サポートセンターにおいては、前項第13号から第16号までに掲げる事務をつかさどる。

(15) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。

(16)・(17) 略

(人身安全対策課)

第16条 人身安全対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 略

(5) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること（少年課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。

(7)～(10) 略

(少年課)

(生活安全捜査課)

第17条 生活安全捜査課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(8) 略

(9)～(13) 略

(サイバー犯罪対策課)

第18条 サイバー犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

第17条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 少年非行の防止に関する企画及び立案に関すること。

(2) 少年指導委員及び少年警察補導員に関すること。

(3) 少年の補導に関すること。

(4) 少年相談に関すること。

(5) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

(6) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

(7) 前号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。

(8) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）の施行に関すること（生活環境課の所掌に属するものを除く。）。

2. 少年サポートセンターにおいては、前項第2号から第5号までに掲げる事務をつかさどる。

(生活環境課)

第18条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(8) 略

(9) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。

(10) 前号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りのうち、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。

(11) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。

(12) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。

(13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること（少年課の所掌に属するものを除く。）。

(14)～(18) 略

2. サイバー犯罪対策室においては、前項第9号から第13号までに掲げる事務をつかさどる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りのうち、高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
- (4) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。

(首席師範)

第40条の2 略

2 首席師範は、上司の命を受け、第10条第9号に掲げる事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(首席師範)

第40条の2 警務部に、首席師範1人を置き、事務職員をもって充てる。

2 首席師範は、上司の命を受け、第10条第1項第9号に掲げる事務のうち、職場における実戦的な訓練及び術科の指導教養に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)
- 2 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県警察本部の<u>生活安全部人身安全・少年課、生活安全部生活安全捜査課、生活安全部サイバー犯罪対策課、刑事部刑事企画課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、交通部交通指導課、警備部公安課及び警備部警備課の警視以上の階級にある者</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>香川県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条及び第7条第1項の規定により香川県公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 香川県警察本部の<u>生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年課、生活安全部生活環境課、刑事部刑事企画課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、交通部交通指導課、警備部公安課及び警備部警備課の警視以上の階級にある者</u></p> <p>(3) 略</p>